【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

 【提出日】
 平成28年8月1日

 【会社名】
 岩崎電気株式会社

【英訳名】IWASAKI ELECTRIC CO., LTD.【代表者の役職氏名】代表取締役社長伊藤 義剛

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目 4 番16号

【電話番号】 03(5847)8611(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 堀本 正昭

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号

【電話番号】 03(5847)8611(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 堀本 正昭

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 123,200,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	800,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

- (注)1.平成28年8月1日開催の取締役会決議によります。
 - 2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3.本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	800,000株	123,200,000	
一般募集			
計 (総発行株式)	800,000株	123,200,000	

- (注)1.第三者割当の方法によります。
 - 2.発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
154		1,000株	平成28年8月29日(月)		平成28年8月29日(月)

- (注)1.第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 - 2.発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 - 3.上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
 - 4.申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地	
岩崎電気株式会社 総務部	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目 4 番16号	

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 内幸町営業部	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
123,200,000		123,200,000

⁽注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金については、全額を払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金として充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)
本店の所在地	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番12号 晴海トリトンスクエア タワー Z
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 森脇 朗
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ54%第一生命保険株式会社23%朝日生命保険相互会社10%

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成28年8月1日現在のものであります。

株式給付信託(BBT)の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託 E 口)は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社)とする信託契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社の取締役に対し当社株式を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下本制度の内容を記載します。

(1) 概要

本制度は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした取締役(社外取締役を除きます。以下「取締役」といいます。)に対し、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を給付する仕組みです。

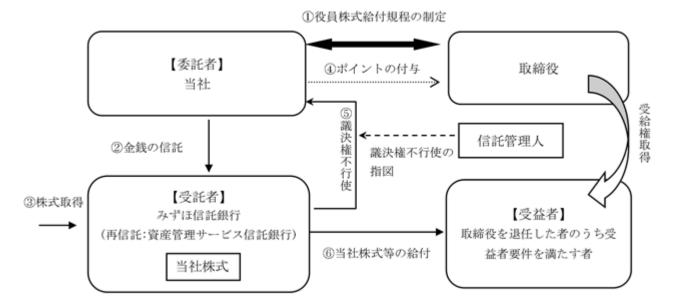
当社は、取締役に役位及び業績達成度等により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。取締役に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、取締役に対して中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

当社は、役員株式給付規程に基づき取締役に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社(再信託先:資産管理サービス信託銀行株式会社)(以下「信託銀行」といいます。)に金銭を信託(他益信託)します。信託銀行は、役員株式給付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を取引市場を通じて又は当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

議決権行使については、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、信託銀行はかかる指図に従い議決権を行使しないこととします。なお、信託管理人には、当社と利害関係のない第三者が就任します。

(2) 受益者の範囲

取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者



当社は、平成28年6月28日開催の株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において、本制度についての役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。

当社は、の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。

本信託は、 で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き 受ける方法により取得します。

当社は、役員株式給付規程に基づき取締役にポイントを付与します。

本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

c 割当予定先の選定理由

今般、当社は、みずほ信託銀行株式会社から提案のあった本制度を導入することといたしました。本制度は、「b 提出者と割当予定先との間の関係 株式給付信託(BBT)の内容 (1)概要」に記載しましたとおり、取締役に対して自社の株式を給付し、中長期的な業績向上と企業価値の増大への意識を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その自己株式の有効活用として、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なお、本制度においては、「 株式給付信託(BBT)の内容 (1)概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結する予定ですので、信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社(再信託先:資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口))を当社が割当予定先として選定したものです。

d 割り当てようとする株式の数 800,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、本信託契約に基づき、信託期間内において役員株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)との間におきまして、払込期日(平成28年8月29日)より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、役員株式給付規程に基づき取締役に 将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社(再信託先:資産管理サービス信託銀行 株式会社)に金銭を信託(他益信託)します。

当社からの当初信託金をもって、払込みに要する資金に相当する金銭が割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定の株式給付信託契約書案により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従います。本制度は議決権行使について、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、一律不行使とします。なお、信託管理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対して議決権不行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人には当社と利害関係のない第三者が就任します。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理及び処分を行います。 なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日(平成28年7月29日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である154円といたしました。これは、取締役会決議日直前のマーケットプライスであり、合理的であると判断しております。

処分価額154円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1ヵ月間の終値平均140円(円未満切捨)に対して110.00%乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヵ月間の終値平均150円(円未満切捨)に対して102.67%乗じた額であり、同直近6ヵ月間の終値平均168円(円未満切捨)に対して91.67%乗じた額となっております。以上を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえないものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち2名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

発行数量については、役員株式給付規程に基づき信託期間中に当社の取締役に給付すると見込まれる株式数に相当するものであり、平成28年3月31日現在の発行済株式総数に対し1.02%(小数点第3位を四捨五入、平成28年3月31日現在の総議決権個数74,009個に対する割合1.08%)となりますが、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。

また、当社としては、本自己株式処分は取締役の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、当社の企業価値向上に繋がるものと考えています。

以上のことにより、株式の希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	2,838	3.83	2,838	3.79
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1 番2号	2,686	3.63	2,686	3.59
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET,NY,NY 10013,USA (東京都新宿区新宿 6 丁目27番 30号)	1,919	2.59	1,919	2.57
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4 番1号	1,846	2.49	1,846	2.47
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1 番1号	1,800	2.43	1,800	2.41
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,624	2.19	1,624	2.17
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11 号	1,586	2.14	1,586	2.12
岩崎電気協力会持株会	東京都中央区日本橋馬喰町1丁目4番16号	1,558	2.11	1,558	2.08
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人シティバンク銀行 株式会社)	388 GREENWICH STREET,NY,NY 10013,USA (東京都新宿区新宿 6 丁目27番 30号)	1,542	2.08	1,542	2.06
アイランプ社員持株会	東京都中央区日本橋馬喰町1丁目4番16号	1,404	1.90	1,404	1.88
計		18,804	25.40	18,804	25.14

- (注)1.平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
 - 2.上記のほか当社所有の自己株式3,856,426株(平成28年3月31日現在)は割当後3,056,426株となります。
 - 3.割当後の大株主の状況につきましては、平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として本自己株式処分による株式数800,000株の減少を考慮したものであります。
- 6 【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項はありません。
- 7【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1.事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第101期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年8月1日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成28年8月1日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第101期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年8月1日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

(平成28年7月1日提出の臨時報告書)

1.提出理由

平成28年6月28日開催の当社第101回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2.報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2)決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当金については、1株につき4円とし、その効力が生じる日を平成28年6月29日とする。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として渡邊文矢、伊藤義剛、木田喜正、五月女和男、加藤昌範、髙須利治、広村俊悟、 有松正行を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として藤井英哉を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として山城興英を選任する。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

取締役(社外取締役を除く。)を対象とする業績連動型株式報酬制度を導入する。

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	50,802個	285個	0個	99.44%	可決
第2号議案					
渡邊 文矢	43,517個	7,336個	234個	85.18%	可決
伊藤 義剛	43,541個	7,312個	234個	85.23%	可決
木田 喜正	50,387個	466個	234個	98.63%	可決
五月女 和男	50,388個	465個	234個	98.63%	可決
加藤 昌範	50,372個	481個	234個	98.60%	可決
髙須 利治	50,761個	326個	0個	99.36%	可決
広村 俊悟	50,738個	349個	0個	99.32%	可決
有松 正行	50,399個	454個	234個	98.65%	可決
第3号議案					
藤井 英哉	49,447個	1,640個	0個	96.79%	可決
第4号議案					
山城 興英	42,217個	8,870個	0個	82.64%	可決
第5号議案	50,329個	758個	0個	98.52%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案及び第5号議案は出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案、第3号議案及び第4号議案は議決権を行使することが出来る株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使による賛成の議決権の数及び当日出席の株主のうち、各議案に関して賛否が確認できた大株主の議決権の数を合計したことにより、すべての議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、各議案に関して賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

3.最近の業績の概要

平成28年8月1日開催の取締役会において承認された第102期第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表

(1)四半期連結貸借対照表

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成28年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,749	15,680
受取手形及び売掛金	14,501	10,362
電子記録債権	979	874
商品及び製品	7,483	7,808
仕掛品	1,767	1,811
原材料及び貯蔵品	3,843	4,077
その他	1,466	1,785
貸倒引当金	34	34
流動資産合計	46,756	42,365
固定資産		
有形固定資産		
土地	10,044	9,953
その他(純額)	6,744	6,716
有形固定資産合計	16,788	16,669
無形固定資産	621	588
投資その他の資産	5,470	5,175
固定資産合計	22,880	22,432
資産合計	69,636	64,798
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,463	8,413
電子記録債務	2,402	2,265
短期借入金	1,120	1,120
1年内返済予定の長期借入金	33	33
未払法人税等	390	32
賞与引当金	746	193
その他の引当金	299	281
その他	3,439	3,038
流動負債合計	18,894	15,379
固定負債		
社債	3,600	3,600
長期借入金	2,350	2,350
退職給付に係る負債	14,078	14,138
資産除去債務	66	75
その他	4,688	4,610
固定負債合計	24,783	24,773
負債合計	43,677	40,152

		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,640	8,640
資本剰余金	2,016	2,016
利益剰余金	13,231	12,462
自己株式	913	914
—————————————————————————————————————	22,974	22,204
ー その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,377	1,133
土地再評価差額金	2,716	2,684
為替換算調整勘定	163	169
退職給付に係る調整累計額	2,509	2,437
ー その他の包括利益累計額合計	1,747	1,210
	1,236	1,229
—————————————————————————————————————	25,958	24,645
	69,636	64,798
	·	

(2)四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)
売上高	10,407	10,637
売上原価	7,098	7,528
売上総利益 売上総利益	3,309	3,108
販売費及び一般管理費	3,609	3,793
営業損失()	300	684
营業外収益 一		
受取利息	1	1
受取配当金	48	48
保険配当金	23	27
その他 _	16	16
営業外収益合計 ₋	89	94
営業外費用		
支払利息	32	28
持分法による投資損失	25	40
その他	5	24
営業外費用合計 -	63	92
経常損失()	274	682
特別利益		
固定資産売却益	405	20
投資有価証券売却益	13	<u> </u>
特別利益合計	418	20
特別損失		
固定資産除売却損	0	7
投資有価証券評価損	<u>-</u>	9
特別損失合計	0	16
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失 ()	143	678
法人税等	91	177
四半期純利益又は四半期純損失 ()	52	501
非支配株主に帰属する四半期純利益 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24	2
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失()	28	504

(四半期連結包括利益計算書) (第1四半期連結累計期間)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	52	501
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	183	243
為替換算調整勘定	46	307
退職給付に係る調整額	44	71
持分法適用会社に対する持分相当額	47	11
その他の包括利益合計	133	491
四半期包括利益	186	992
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	160	1,008
非支配株主に係る四半期包括利益	25	15

(3)四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記) 該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記) 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

「セグメント情報]

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結 損益計算書
	照明	光・環境	計	(注1)	計上額 (注2)
売上高					
外部顧客への売上高	7,680	2,726	10,407	-	10,407
セグメント間の内部売上高又は振替高	11	14	25	25	-
計	7,692	2,740	10,433	25	10,407
セグメント利益	131	60	191	492	300

- (注)1.セグメント利益の調整額 492百万円は、報告セグメントに配分しない全社費用等であります。
 - 2 . セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結 損益計算書
	照明	光・環境	計	(注1)	計上額 (注2)
売上高					
外部顧客への売上高	7,508	3,128	10,637	-	10,637
セグメント間の内部売上高又は振替高	10	1	12	12	-
計	7,519	3,130	10,649	12	10,637
セグメント損失()	20	137	158	526	684

- (注)1.セグメント損失()の調整額 526百万円は、報告セグメントに配分しない全社費用等であります。
 - 2. セグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
 - 3.報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間より、「光応用」から「光・環境」へと報告セグメントの名称を変更しております。これは、従来光を使った「光の応用」分野のみならず、EB(電子線)やレーザー光および光以外を組み合わせることにより、「環境負荷低減事業」を推進するという経営方針を反映したものであります。

また、当第1四半期連結会計期間より、営業費用等の算定方法を各セグメントの事業実態に合った合理的な 配賦基準に基づき配賦する方法に変更しております。

これは、新たな中期経営計画に派生する組織変更および経営管理手法の変更に伴い、報告セグメント別の経営成績をより適切に把握するためであります。

なお、前第1四半期連結累計期間の「報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」は、変更後の算定方法により作成しております。

EDINET提出書類 岩崎電気株式会社(E01886) 有価証券届出書(組込方式)

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 平成27年4月1日	平成28年6月28日
	(第101期)	至 平成28年3月31日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

EDINET提出書類 岩崎電気株式会社(E01886) 有価証券届出書(組込方式)

第五部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月23日

岩崎電気株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 印

業務執行社員

業務執行社員

핸즈티노 /빗玎/ 明 - 디

指定有限責任社員

公認会計士

植村 文雄 印

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている岩崎電気株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制 を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価 も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩崎電気株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、岩崎電気株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、岩崎電気株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月23日

岩崎電気株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 印

業務執行社員

碗云可工 /引到'明

指定有限責任社員

業務執行計員

公認会計士 植村 文雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている岩崎電気株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第101期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩崎電気株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。